

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二〇〇
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 二〇〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二〇〇
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 二〇二
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 二〇二
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二〇二
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二〇三
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二〇三
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 二〇三
 - 県道の路線を認定する件 二〇三
 - 道路の区域を変更する件三件 二〇四
 - 道路の供用を開始する件 二〇四

告 示

福島県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あいづ脳神経内科クリニック	会津若松市町北町大字中沢字新田二七番地一	令和六年三月一日
クスリのアオキ岩根薬局	本宮市岩根字北原田六八番地一	同日
日本調剤 塙薬局	東白川郡塙町大字塙字大町一丁目七番	同日

（社会福祉課）

福島県告示第二百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
医療法人蛭谷整形外科	会津若松市白虎町六六一八	会津若松市白虎一丁目一一一
えんどうクリニック	会津若松市一箕町亀賀藤原四一七―三	会津若松市藤原一丁目五―三二
そね内科クリニック	会津若松市扇町四一	会津若松市扇町三丁目一七―七
扇町渡部小児科アレルギー科医院	会津若松市扇町二六一―一	会津若松市扇町三丁目一―八
清田内科循環器クリニック	会津若松市白虎町一五	会津若松市白虎二丁目

やまみこどもクリニック	四一九	会津若松市山見町四〇―二	四一四	会津若松市山見二丁目八―八
会津調剤薬局		会津若松市白虎町一五二―二		会津若松市白虎二丁目四―二
ベース薬局山見町店		会津若松市山見町四〇―五		会津若松市山見二丁目八―一四
訪問看護ステーションつばさ		南相馬市原町区深野字台畑三―一		南相馬市原町区馬場字赤柴八―一七

(社会福祉課)

福島県告示第二百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所在地	廃止年月日
たかせ薬局	会津若松市町北町大字中沢字新田二七―一	令和五年十二月三十一日
廣瀬歯科医院	南相馬市原町区大町一―七六	令和六年一月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第二百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることと

される生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所在地	指定辞退年月日
かくまる薬局	相馬市中村一―七―一	令和六年一月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第二百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
望月 由里	相馬市新沼字刈敷田二〇―六五	訪問マッサージーシレイス治療院南相馬	南相馬市鹿島区西町二丁目八三	令和六年三月一五日

(社会福祉課)

福島県告示第二百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
望月 由里	相馬市新沼字	訪問マッサージー	南相馬市鹿島区西町	令和六年三月

江
劉敷田二〇一
六五
シレイス治療
院南相馬
二丁目八三
一五日
(社会福祉課)

福島県告示第百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
介護老人保健施設泉崎南東北リハビリテーションセンター	西白河郡泉崎村泉崎字山ヶ入五六	一般財団法人脳神経疾患研究所	郡山市八山田七丁目一五	令和六年二月一日	訪問リハビリテーション
サンスマイル訪問介護事業所	西白河郡矢吹町田町八六―三	サンスマイル株式会社	西白河郡矢吹町田町八六―三	令和五年八月一日	訪問介護

(社会福祉課)

福島県告示第百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
令和六年四月二日

令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
ヘルパーステーションなごみ	会津若松市山見町七六	会津若松市山見町二丁目五一―二	ライフケア和株式会社	会津若松市山見町七六
ておす	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原二二―三	会津若松市藤原二丁目二二―三	株式会社 cluster	会津若松市本町三二―〇
ヘルパーステーション笑ししよう	会津若松市山見町二五―一四	会津若松市門田町飯寺村東三二七―七〇	株式会社糖励会メデイカルガーデン	会津若松市町北町大字上荒久田字畑村東五二―一
株式会社キャノピー	会津若松市山見町二五―一九	会津若松市山見二丁目九―八	株式会社キャノピー	会津若松市表町四―六
一花居宅介護支援事業所	会津若松市白虎町一七六―六	会津若松市白虎一丁目四―一	特定非営利活動法人優志会	会津若松市白虎町一丁目四―一
菜の花	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原二二―一六	会津若松市藤原二丁目二二―二	社会福祉法人たちあおい	会津若松市藤原二丁目二二―二
メデイカルガーデン笑ししよう	会津若松市山見町二五―一四	会津若松市山見町二丁目九―九	株式会社糖励会メデイカルガーデン	会津若松市町北町大字上荒久田字畑村東五二―一
デイサービスおら家	会津若松市滝沢町二―一七	会津若松市一箕町大字八角字中村東六六―一	株式会社中央企画	会津若松市滝沢町二―四三

福島県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年四月二日から同年八月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ベクトワールドアミーゴ郡山南店 福島県郡山市南一丁目六十四番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社アミーゴ
代表者の氏名 代表取締役 中村 友秀
住所 東京都千代田区神田多町二丁目一番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社アミーゴ
代表者の氏名 代表取締役 中村 友秀
住所 東京都千代田区神田多町二丁目一番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年十一月二十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百六十四平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 四十六台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 二十五台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 四十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり

（社会福祉課）

（二）容量 四・八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一）数 二箇所
（二）位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和六年三月二十一日
（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、本田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年四月三日から
同 月二十二日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

整理番号	三九六	路線名	県道神俣停車場小野線	起 点	神俣停車場(田村市滝根町)	終 点	一般国道三四九号交点(田村郡小野町)	重要な経過地	
------	-----	-----	------------	--------	---------------	--------	--------------------	--------	--

(道路計画課)

福島県告示第二百五十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和六年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	一般国道三四九号	区 間	伊達市梁川町字東土橋一五番一地从先から同 市梁川町八幡字江越二六番一地从先まで	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長	(メートル)
				変更後	A 六・六 B 二〇・一 九七・七	三、一六〇・〇 二、七五〇・〇 二、七五〇・〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百五十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和六年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	一般国道三四九号	区 間	伊達郡川俣町大綱木字組板倉山二番地先から同 郡同 町字仁井町一〇番三地从先まで	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長	(メートル)
				変更後	A 八・〇 B 九・九 二二・三 八六・〇	四、五六〇・五 四、四七四・四 四、四七四・四	

(道路計画課)

福島県告示第二百六十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和六年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	一般国道一一八号	区 間	東白川郡棚倉町大字板橋字西坪四五番地先から同 郡同 町大字板橋字古畑三六番一地从先まで	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長	(メートル)
				変更後	A 二二・七 B 四〇・六 一一・七 二二六・四	三、四〇〇・〇 三、四〇〇・〇 三、四〇〇・〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和六年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年四月二日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道一一八号	路 線 名
東白川郡棚倉町大字板橋字西坪三 六番一地从先から 同 郡同 町大字板橋字古畑二 六番一地从先まで	供 用 開 始 の 区 間
令和六年四月二日	供 用 開 始 の 期 日

福島県知事 内堀 雅雄

(道路計画課)